

令和元年度第5回教育委員会定例会 会議録

◇ **開催年月日** 令和元年8月20日(火) 16時開会
17時25分閉会

◇ **開催の場所** 教育委員会室

◇ **出席者**

教育長	杉元 羊一
委員	桃木野 聡
委員	小栗 有子
委員	立元 千帆

◇ **説明のため出席した者の職氏名**

管理部長	小倉 洋一	教育部長	大脇 俊朗
総務課長	森崎 浩文	施設課長	米盛 光明
文化財課長	池田 雅光	美術館副館長	久保田 稔
図書館副館長	有満 弓恵	学務課長	辻 慎一郎
学校教育課長	下江 嘉誉	保健体育課長	竹之下 浩徳
青少年課長	楠原 豊	生涯学習課長	牛堀 隆弘
少年自然の家所長	永吉 眞一	中央学校給食センター所長	川口 孝

◇ **書記**

総務課主幹	堀田 竜也	総務課主査	梶山 寛之
-------	-------	-------	-------

◇ 議事日程

- 1 開 会
- 2 会議成立の宣告
- 3 会議録署名者の指名
- 4 会議の公開等について
- 5 議 案
 - 定第 2 4 号議案 教科用図書採択の件（鹿児島市立小学校）
 - 定第 2 5 号議案 教科用図書採択の件（鹿児島市立中学校）
 - 定第 2 6 号議案 教科用図書採択の件（鹿児島市立高等学校）
 - 定第 2 7 号議案 代決処分の承認を求める件
〔令和元年度鹿児島市一般会計補正予算（第 2 号）についての意見申出について〕
 - 定第 2 8 号議案 平成 3 0 年度鹿児島市一般会計歳入歳出決算に係る議案（教育委員会関係分）についての意見に関する件
 - 定第 2 9 号議案 会計年度任用職員制度の創設に伴う関係条例の整備に関する条例制定（教育委員会関係分）に係る議案についての意見に関する件
- 6 報告事項
 - (1) 令和元年度「全国学力・学習状況調査」結果（市の概要）について
 - (2) 学校施設の耐震化率について
 - (3) 鹿児島市立まちなか図書館（仮称）基本計画（素案）に係るパブリックコメント
手続の実施について
 - (4) 令和元年度総合教育会議について
 - (5) 寺山炭窯跡及び周辺斜面地崩落への対応状況について
 - (6) 市議会関係の審議結果等について
- 7 その他
- 8 閉 会

◇ 会議要旨

1 開会

教育長 それではただいまから、令和元年度第5回教育委員会定例会を開会いたします。

2 会議成立の宣言

教育長 本日は、津曲委員が所用のため欠席されておりますが、定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

3 会議録署名者の指名

教育長 本日の議事日程は、お手元に配布したとおりでございます。本日の会議録署名委員として、桃木野委員と小栗委員を指名します。

4 会議の公開等について

教育長 次に、会議の非公開についてですが、本日審議いたします定第24号から26号議案は、教科用図書採択の案件、定第27号から29号議案は、市議会への提出議案で意思形成過程の案件でありますので、非公開で傍聴を禁止する取扱いとしたいと思っておりますが、ご異議ございませんでしょうか。
(異議なしの声)

教育長 ご異議もないので、そのように取り扱わせていただきます。

5 議案

定第24号議案 教科用図書採択の件（鹿児島市立小学校）

採 択

教育長 それでは、早速、定第24号議案について、説明をお願いいたします。

事務局 議案綴りの1ページを御覧ください。定第24号議案「教科用図書採択の件（鹿児島市立小学校）」につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号の規定に基づき、令和2年度から市立小学校において使用する教科用図書を審議・採択していただきますようお願いいたします。配布資料に沿って御説明いたします。資料1「令和元年度鹿児島地区教科用図書採択のしくみについて」を御覧ください。鹿児島市は三島村、十島村とともに鹿児島地区教科用図書採択協議会を設置し、3市村の教育長と保護者代表等、計10人の委員により、5月21日、7月16日、8月7日の計3回開催いたしました。なお、協議会の委員は2ページにお示ししてございます。1ページにお戻りください。協議会から各教科の専門性と研究実績を兼ね備えた市内小学校の管理職及び教諭71人が研究員として委嘱され、鹿児島地区教科用図書研究会を7月に3日間開催いたしました。この研究会では、資料2の「採択基準」と、資料3の「調査研究の観点と視点」に基づいて教科書の調査研究を行い、

資料４の「地区研究調書」を作成いたしました。同時に、各小学校での教科用図書見本の巡回展示を５月３１日から７月３日まで行いました。各小学校での教科書の調査研究を基に資料６の「教科書研究調書（学校意見）」をまとめたところでございます。地区採択協議会では研究会で作成した資料４の「地区研究調書」、県教育委員会が作成した資料５の「参考資料」、そして各学校からの意見をまとめた資料６に基づいて総合的に審議いたしました。このようにして選定した結果が議案綴りの２ページでございます。なお、全ての種目の選定理由をまとめたものが資料７となっております。以上で説明を終わります。御審議よろしくをお願いいたします。

教育長 地区研究会で研究し、まとめたもの、県の方で調査をしたもの、それから学校からあがった意見を採択協議会の中で総合的に審議した結果として、議案綴りの２ページのような案が作成されたということでございます。今の説明につきまして、まずは御質問いただけないでしょうか。

委員 結局、書写以外は従来のもので変わりはない採択案になったということでしょうか。

事務局 議案綴りの２ページで申し上げますと、書写、生活、図工の３点がこれまでと変わっているところがございます。

委員 分かりました。資料の見方について、もう少し詳しく説明していただけないでしょうか。

事務局 選定に当たりましては、地区の研究委員会の意見、県の参考資料、学校意見がおおむね一致している分については、協議会でもそれでよいと判断されました。資料の見方としましては、県の調書で、例えば、「工夫されている」という表現があるところに、１者だけ「よく工夫されている」という評価があれば、そこが特筆される部分であると捉えることができます。このようにして見ていったとき、３者の意見に違いが見られたものは、書写や、生活、図画工作、保健、そして新しく採用される英語でございましたので、協議会の中でも十分な協議をしていただいて、このような結果になったということでございます。

教育長 結果として、３科目については前回とは異なる発行者になり、英語については新しく選定されたということでもあります。他に何かございますでしょうか。

教育長 県や地区での調査・研究調書では、意図的に差異を表現するような観点で調書を作っているということになるのでしょうか。

事務局 県の調書等については、そのような意図があるというふうに読めると考えております。

委員 そうすると、それぞれの特徴を掴んで総合的に判断されたということでしょうか。

事務局 基本的には、教科書検定を通過してきている教科書でございますので、これらの教科書を使うことは問題はない。その中で特徴的によい部分を書いているのがこの調書でございますので、よりよいものという考え方であるということをお理解いただければと思います。

教育長 いかがでしょうか。

委員 鹿児島市として、どこを重点にしていくのかという点については検討されているのでしょうか。

事務局 例えば、鹿児島市もしくは共同で使う地域、あるいは鹿児島県という郷土への理解を深める教材を扱っているかという観点は、研究委員会でも気を付けて見てくださると依頼しております。

教育長 そういうところは、独自に評価しているということでしょうか。

事務局 はい。そのとおりでございます。

委員 今回資料を読ませていただいた中で非常に興味深かったのが一つだけありまして、それが道徳の教科書でした。道徳の教科書は、結構、優劣つけがたいというふうに感じました。私が一つ注目したのが、「学校図書」と今回採択予定の「日文」なのですが、以前いただいた教科書編修趣意書に目を通したときに、かなり対照的な内容だなという印象をもちました。「学校図書」の方は、個人の主体性だけではなくて他者との話し合いの中で作っていくという内容ですね。そういう意味では、おそらく教える上で活用が難しい教科書になっているなという印象を受けました。それに対して、「日文」の方は、かなり細かにプリントがされています。その部分では道徳のノートがあるということで、教師としても子供の考えなどが把握しやすいという部分があると思います。つまり、教えるということ、あるいは教育をどう考えるかということの根幹に関わるような面からも検討する必要があるのかなと思いました。

教育長 道徳については、経緯の補足説明をする必要があるかと思いますが。

事務局 道徳につきましては、教科書研究していく中で、各観点からかなり詳しく議論されております。その中で、結果として「日文」の方がいいのではないかなというような話になったところでございます。

委員 教師の観点からの理由では採択しないと書かれていますので、導入したてということで仕方のない面もあると思いますけれども、今後の課題としていただきたいと思います。

教育長 今回の委員からの指摘ですが、来年度はまた中学校の採択もあります。また、このことというのは、10人の委員に共通理解していただきながら審議をして、それを各3教育委員会の方で決定して、それが一致したときに初めて成り立つものがございますので、今の御意見等は、また来年度の中学校教科書採択が同様に行われますので、是非、事務局としても留意していただければと思います。

教育長 他にございませんでしょうか。

委員 今年是他県の状況は分からないと思いますけれども、これまでも他県が使用しているものと鹿児島市が使用しているものの比較対照をしてきたことがあるのかということと、他県が採用している視点と鹿児島市が採用している視点が違うからこそ、採択が違う教科書になっていると思うのですが、その辺りの視点というのは他県のもを参考に修正を行っているのかということと、あと三つ目は教科書で全国学力テストとかいろんな指標にも影響を与えていると思いますので、そういう視点での教科書選択というのはなされているのでしょうか。その三つをお聞きしたい。

事務局 他県の状況はどうかという質問ですが、私どもでは、他県については、3番目の質問と関係してくると思いますが、例えば、全国学力・学習状況調査等で上位の県の状況や全国の占有率、シェアも参考までに調べてみました。全国的なシェアをみますと本地区が使っているものは、ほぼ上位でございました。

教育長 他県の観点のところはどうだったのでしょうか。観点の違いというのは分かっているのでしょうか。

事務局 採択に当たっての観点につきましては、他県の確認はできておりませんが、鹿児島地区の採択のための観点は、本県とほぼ同じ内容でございます。なお、先ほど説明しました郷土への理解や地域の実態を考慮するという観点も加えております。

教育長 観点については、他県との比較は分らないということですか。

事務局 はい。

教育長 3回の採択協議会で、委員の方々が、資料に目を通したり、あるいは質疑をしたりしながら採択案を作成してまいりました。1回目では研究員の有り様について、生活科は女性の方だけだったので、男性を入れた方がよいのではないかと御意見や、委員の学校に地域的な偏りがないように配慮すべきであるとのご意見が出されましたので、そのような意見も取り入れながら公平・公正な採択に努めました。委員からあったような観点到何か新しいものを加える要素はないのかということも研究の余地があると思いますので、そのような形で来年の中学校には生かしていきたいと思っております。

教育長 教科書採択の第24号議案につきまして、他に何か、御質疑ございませんでしょうか。

教育長 それでは、いろいろ御意見も賜りました。そういったものを参考にしながら、次年度の中学校については、少しでも活用できればと考えております。今回の小学校教科用図書については、別紙のとおり採択することに異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

教育長 御異議もないので、本件は原案どおりといたします。

教育長 事務局から、関連で何かあればお願いします。

事務局 教科書採択につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律により、同一地区では同一教科書を採択することになっており、三島村、十島村教育委員会におきましては、8月9日に同様の決定がなされておりますので、本市の決定により意見が整ったこととなります。今後、結果を県に報告するとともに、明日、8月21日に各小学校長に通知し、9月2日以降に市役所みなと大通り別館1階にある市政情報コーナー及び市のホームページ等において、採択の経緯、結果などについて公開する予定でございます。なお、本日の採択結果につきましては、9月2日の公開までは内容の取り扱いについては十分御留意くださいますようお願い申し上げます。以上です。

教育長 なお、市のホームページに公開しますのは、今回が初めてということになります。その内容等については、三島村、十島村と協議しながら進めていくとい

うことでございます。



定第25号議案 教科用図書採択の件（鹿児島市立中学校）

採 択

教育長 続きまして、定第25号議案に移らせていただきます。説明をお願いいたします。

事務局 議案綴りの3ページを御覧ください。定第25号議案「教科用図書採択の件（鹿児島市立中学校）」につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号の規定に基づき、令和2年度に市立中学校において使用する教科用図書を審議・採択していただきますようお願いいたします。議案綴り4ページを御覧ください。中学校の採択案でございます。教科書は、原則4年毎に採択を行うこととなっており、本来であれば本年度は道徳を除く全ての教科書の採択をすることとなっております。しかしながら中学校は令和3年度からの学習指導要領全面実施に対応するため、来年、令和2年度に採択事務を行わなければなりません。そこで、平成30年度の検定において、新たな図書の申請がなかったことから現行と同じ教科書の中から採択することとなっているため、採択協議会では前回平成27年度に検討された結果に基づいて、採択案を決定いたしました。それが、4ページでお示ししてございます。以上、御審議よろしくをお願いいたします。

教育長 令和2年度使用の教科用図書の案がそのような経緯で示されております。何か、御質問ございませんでしょうか。

教育長 つまり、1年間はこれまでと同じ教科書を採択するというところでよろしいでしょうか。

事務局 はい、そうでございます。

教育長 よろしいでしょうか。なければ定第25号議案については原案どおり採択することに御異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声）

教育長 御異議もないので、本件は原案どおりといたします。

事務局 中学校の教科書につきましても、既に三島村、十島村教育委員会におきまして同様に決定がなされております。これで、意見が整ったということになります。公表につきましては9月2日以降に公開することとしておりますので、それまでは、小学校の教科書同様に内容の取扱いについては十分御留意くださるようお願いいたします。以上でございます。



定第26号議案 教科用図書採択の件（鹿児島市立高等学校）

採 択

教育長 続きまして、定第26号議案につきまして、引き続き説明をお願いいたします。

事務局 定第26号議案「教科用図書採択の件（鹿児島市立高等学校）」につきまして、令和2年度から使用する鹿児島市立高等学校の教科書を審議・採択していただきますようお願いいたします。定第26号議案「教科用図書採択の件（鹿児島市立高等学校）」添付資料で御説明いたします。1ページ、資料1を御覧ください。市立高等学校で使用する教科書の採択につきましては、小・中学校のような地区採択協議会ではなく、各高校で選定し、校長から報告があったものを教育委員会において毎年決定することとなっております。次に2ページ、資料2を御覧ください。「令和2年度市立高等学校使用教科書の採択について」でございます。1の（1）で選定に当たって、各学校の教育課程、学科の特性、生徒の実態等を十分に考慮したうえ、校長の責任において選定すること、また、（2）には高等学校用教科書目録に掲載されている教科書から選定することを記載しております。次に5ページ、資料3を御覧ください。教科書採択事務計画でございます。市立三高等学校は6月に各学校において教科書研究を行い、その結果が7月1日までに使用教科書採択希望報告書として教育委員会に提出されました。次に6ページ、資料4を御覧ください。これは各学校での教科書を研究した期間、方法をまとめたもので、各学校で教科会を中心に研究がなされております。次に8ページ、資料5を御覧ください。これは各学校での研究を基に、各高校から報告された教科書採択希望報告書です。各高校が教科、科目、学区毎に、採択を希望する教科書名や、採択希望の理由を各教科、第2希望または第3希望まで報告したものでございます。次に145ページ、資料6を御覧ください。教育委員会事務局において開催されました鹿児島市立高等学校教科書調査研究会についてでございます。市立高等学校教科書調査研究会を事務局内で7月4日、7月26日に開催いたしました。このような採択に係る事務手続きを経まして、議案綴りの6ページから8ページ、令和2年度採択教科書一覧表（案）を作成いたしました。6ページは鹿児島玉龍高等学校、7ページは鹿児島商業高等学校、8ページは鹿児島女子高等学校となっております。以上でございます。各学校から出されました案のとおり、採択して下さるようお願いいたします。

教育長 ただいまの説明につきまして、何か御質疑ございませんでしょうか。

教育長 県立学校も、県教委との関係で、同じようなシステムでしょうか。

事務局 はい、そのようなシステムでやっております。

教育長 委員の皆様、いかがでしょうか。

委員 鹿児島玉龍高校の教科書選定において、県内の有名進学校、あるいは他県の進学校の使用している教科書等と比較したのかということと、教科書の進度が進んでいる中学校から進学してくる生徒と、高校から入学してくる生徒と、進度が違う生徒たちが同じ教科書を使うに当たって、何か考慮していることはあるのか、ということをお聞きしたいと思います。

教育長 はい、2点質問がありました。まず、1点目、他校との比較といったところ

が、各学校の採択の中であるのか。

事務局 他校の状況との比較については行っておりません。学校がどのように研究しているかというところまでは確認できていないところです。

事務局 鹿児島玉龍中学校からそのまま上がった生徒のクラスを一つだけ作って、進度の調整をしていると聞いております。使っている教科書は一緒です。

教育長 なんらかのそういった接続の部分で、学校として工夫をしているということですね。

事務局 他校がどのような教科書を使っているのかということについて、国語の教科書を例に説明いたしますと、玉龍の「国語総合」については、現代文編と古文編を分けた教科書を採択、商業高校の「国語総合」については、新編国語総合という教科書を採択しています。高校の教科書の場合は、普通科の進学系の学校が使用する教科書と、専門高校が単位数が少ない中で使用する教科書に分かれています。玉龍高校においては、普通科高校が主に使用する教科書を採択しているというところであります。

教育長 委員がおっしゃったのは、進学校として他校の進学校の教科書を念頭に置いた採択はありますか、ということが質問の趣旨だったと思いますが。それはどうですか。

事務局 教科書のレベルについての情報共有がなされているなかで、他校の情報も踏まえたくらうで、教科書の選定はなされているところであります。

委員 教科書というのは、比較的簡単なものから難しいものまでであるのではないかと考えていたのですが、鹿児島玉龍高校と鹿児島女子高校で比べるならば、化学基礎のところは、同じ会社の同じ教科書ですけど、番号が異なります。これが難易度を決めているということによろしいですか。

教育長 そうですね。授業時数が違ってくるので、それに合った教科書で授業が進められる形になっているということです。

委員 では、同じ会社で番号によって難易度が変わっているということですか。

教育長 そうです。

事務局 種類を違って作成されています。

委員 そうなのですね。ありがとうございます。

委員 145ページの研究会の検討の中身を少し御紹介いただきたいと思います。各学校から、第3希望まで出てきていますが、基準をつくるのが非常に難しいと思います。先ほどの小学校とも関連しますが、何を必要としていて、これを選んだのかというところが、いただいた資料からは読み取りにくいのですが、この研究会では何を検討されているのでしょうか。

教育長 具体的な研究内容ですね。

事務局 各学校から採択希望報告書が提出されまして、市立高等学校教科書調査研究会で内容等を実際に教科書と確認しているところでございます。

教育長 学校が調査で得ていたものを照らし合わせているという感じでしょうか。

事務局 はい。そのとおりです。

教育長 他に、ございませんでしょうか。

教育長 それでは、定第26号議案については原案どおりとすることに御異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

教育長 御異議もないので、本件は原案どおりといたします。

教育長 事務局からどうぞ。

事務局 ありがとうございます。本日の定例会において、議決いただきました結果を8月21日に各市立高等学校長に通知し、9月2日に、市役所みなと大通り別館1階にある、市政情報コーナーにおいて、採択の経緯や採択結果などについて公開する予定としております。ホームページについては、高校は公開しないということでございます。以上でございます。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第27号議案 代決処分の承認を求める件
[令和元年度鹿児島市一般会計補正予算(第2号)についての意見申出について]

承認

【本議案は非公開】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第28号議案 平成30年度鹿児島市一般会計歳入歳出決算に係る議案
(教育委員会関係分)についての意見に関する件

同意

【本議案は非公開】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第29号議案 会計年度任用職員制度の創設に伴う関係条例の整備に関する条例制定(教育委員会関係分)に係る議案についての意見に関する件

同意

【本議案は非公開】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

6 報告事項

(1) 令和元年度「全国学力・学習状況調査」結果(市の概要)について

教育長 それでは報告事項(1)につきまして、説明をお願いいたします。

事務局 報告事項関係資料(1)を御覧ください。本年度4月18日に行われました「全国学力・学習状況調査」結果の本市の概要について、御報告いたします。

はじめに1の「調査の概要」についてでございますが、(1)「調査の目的」と(2)「実施学年・実施学校数等」についてはお目通しください。(3)「調査の内容」は国語、算数、数学、英語でございます。英語は今回初めて実施でございました。英語における、話すことに関する調査につきましては、パソコンを使った音声録音方式で行われました。また、国語、算数、数学は昨年度まで、知識・技能に関する問題Aと活用に関する問題Bが別々に調査されておりましたが、本年度からA Bが一体的に出題されております。この「質問紙調査」は生活習慣や学習環境等に関する調査が行われました。

次に、2の「教科に関する調査結果」でございます。教科名の横に書かれている数字は、問題数を示しており、国語は14問ということでございます。本市の平均正答率は、2の表の太線で囲んでいる部分でございます。下の二重枠を御覧ください。本年度、全国を上回った教科は、小6の国語、中3の数学と英語で、算数と中3の国語は全国とほぼ同じでございます。なお、鹿児島県全体は、小6の国語が全国を上回っておりますが、それ以外の教科は下回っております。

次に、3の「質問紙調査結果」についてでございます。本市の割合は、表の太線で囲んでいる部分でございます。一部、特徴的なものをお示いたします。まず、(1)の「児童生徒に対する質問」でございますが、本市の児童生徒は、「将来の夢や目標を持っている」と回答した割合は、全国に比べて高くなっております。2ページをお開きください。「家で、自分で計画を立てて勉強をしている」と回答した児童生徒の割合は全国に比べ、小学生の割合は低く、中学生の割合が高くなっております。小学校国語を「好き」と回答した割合は全国に比べて低くなっておりますが、他の教科は高くなっております。(2)の「学校に対する質問」でございます。これは学校長が回答しているもので、「ICTを活用した授業」を行ったり、その下の、「各教科で身に付けたことを、様々な課題の解決に生かすことができるような機会を設けた」と回答した学校の割合は、全国に比べ高くなっております。その下、「言語活動について、国語科だけでなく、各教科、道徳、及び特別活動等を通じて学校全体として取り組んだ」と回答した学校の割合は、全国に比べ小学校は高く、中学校は低くなっております。

最後の、4の「今後の公表等」につきましては、今後、公開する場合は、本市は昨年同様、本市のホームページにおいて本市や全国・県の正答率及び改善策等を公表する予定でございます。以上でございます。

教育長 　　ただいまの報告につきまして、お聞きになりたいことがございましたら御質問ください。

教育長 　　よろしいでしょうか。
　　　　　(なしの声あり)

教育長 　　それでは、次の報告に移らせていただきます。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

(2) 学校施設の耐震化率について

教育長 報告事項（２）につきまして、米盛施設課長、説明をお願いいたします。

事務局 報告事項（２）学校施設の耐震化率について、説明いたします。報告事項関係資料（２）をご覧ください。文部科学省は、毎年２月に「公立学校施設の耐震改修状況調査」を実施し、その結果は８月下旬に公表されておりますが、今年８月９日に公表されることを７日に把握したことから、委員の皆様にはメールで資料をお送りさせていただきました。その後に報告いたしますことについてはお詫び申し上げます。今回の調査対象建物に渡り廊下が明記され、渡り廊下も耐震化が必要な建物であることを新たに把握したことから、耐震性未確認な渡り廊下を耐震化すべき建物に追加したものです。これにより、今年４月時点の本市学校施設の耐震化率が１００％を下回ることとなりました。１番の「渡り廊下を追加した理由と現状」でございますが、本市がこれまで耐震化に取り組んできた建物と文部科学省が求める対象建物の捉え方に齟齬があり、渡り廊下も対象建物であることを新たに把握したものです。今回追加した渡り廊下４２棟は、昭和５６年５月以前に建築された旧耐震基準の建物で、いずれも耐震性が未確認となっております。調査では未確認の場合、耐震性がない建物だとして回答することとなっております。２番の「文部科学省の公表内容」ですが、耐震性未確認の建物を追加したことにより、本市学校施設の耐震化率は棟数の割合で小中学校が９４．８％、高校が９７．３％となります。なお、今回の調査では、耐震性がない建物の数が多い市町村の中では、本市が２番目に多くなっております。３番の「渡り廊下の耐震化に係る今後の対応」でございますが、来年度から予算を確保し年次的に４２棟の耐震性を確認していきたいと考えております。確認して耐震性が不足する建物があった場合は補強工事も実施してまいります。以上でございます。

教育長 ただいまの報告について、何かお尋ねになりたいことがありましたら、ご質問いただければと思います。

委員 「文部科学省が求める対象建物の捉え方に齟齬がある」と書かれておりますが、今回、渡り廊下が明記されて発覚したという意味なのか、どうなのでしょう。

教育長 はい、その経緯をお願いします。

事務局 この調査は毎年２月に文部科学省からきておりまして、昨年までは渡り廊下という言葉が明記されていなかったのが、今年から新たにその言葉が明記されており、これも入れるべきものだとすることを私達が把握したということです。その辺り、国の捉え方と私達の捉え方に違いがあったということで、今回このような結果になったということでございます。

教育長 他は、よろしいでしょうか。

（なしの声あり）

教育長 それでは、次の報告事項に移らせていただきます。



(3) 鹿児島市立まちなか図書館（仮称）基本計画（素案）に係るパブリックコメント手続の実施について

教育長 報告事項（3）につきまして、有満図書館副館長、説明をお願いいたします。

事務局 報告事項（3）「鹿児島市立まちなか図書館（仮称）基本計画（素案）に係るパブリックコメント手続の実施について」でございます。関係資料（3）の1をご覧ください。まちなか図書館、以下（仮称）は省かせていただきます、基本計画策定のためパブリックコメント手続を行うものであり、公表する事項は、基本計画（素案）及び意見の提出方法などでございます。素案について説明をさせていただきたいと思っております。資料の（3）の2をご覧ください。1ページ目です。「はじめに」として、まちなか図書館の整備の目的と計画などについて記載しております。2ページをお願いします。2「基本コンセプト」は「みんなをつなぐ図書館」、副題として、「新しい価値を創造・発信する、多様なつながりを育む図書館」としてしております。3の「基本方針」は、「誰もが利用しやすい居心地のいい図書館」、「市民の活動と地域のまちづくりを支援する図書館」としてしております。3ページ目は、（2）に「求められる機能」を、（3）には、利用者としてにぎわい創出の観点から特に拡大したい利用者層を、若者層、ビジネス層、ファミリー層と想定することを記載しております。4ページをお開きください。サービス計画ですが、図書提供や、貸し出し、相談など、従来からの基本的な図書館のサービスの他、子育て支援の要素を含めた誰もが居心地よく過ごせる空間の提供、市民交流の促進や学びと創造活動の拠点づくりを支援するサービスなど、11の項目を挙げております。6ページをお願いします。蔵書計画です。（1）の「基本的な考え方」にまとめられておりますが、幅広い世代が気軽に読める本を中心とした構成として、市立図書館の資料収集方針との整合性を図りながら、テーマ性のある本の配架や電子書籍の導入などを検討することとしております。以下はご覧いただきたいと思います。8ページをお願いします。空間計画ですが、（1）「基本的な考え方」としては、にぎわい活動ゾーンなど4つのゾーンを設定し、それらを緩やかに繋いで、来られた方それぞれの目的に応じて居心地よく過ごしていただける空間を創出するものがございます。全体のイメージ図ですが、赤の破線部分がまちなか図書館になります。4階と5階の一部に整備いたします。9ページの（2）「空間配置」ですが、平面図を記載しております。赤の点線で囲まれているのが図書館のスペースで、4階は民間のカフェ、民間の子ども遊び場が建設される予定でございます。また、各ゾーンは色分けしてあるところです。各ゾーンの空間イメージが10ページ、11ページに記載しておりますので、ご覧いただければと思います。続きまして12ページをお開きください。管理運営計画です。（1）「基本的な考え方」にございますが、再開発ビル内の商業フロアに設置し多様なサ

ービスの提供を行うことなどから、民間事業者のノウハウを活用する指定管理者制度の導入を含めた管理運営方針を検討いたします。併せて、市民活動支援の観点から利用者自身が図書館の企画に参加する体制の検討を行います。13ページの(5)に体制のイメージを記載しているところです。14ページをお願いいたします。整備スケジュールですが、再開発ビルの事業主体となる再開発組合と充分、調整を図りながら、進めることとしております。令和4年の春にビルの開業と併せて、供用を開始する予定でございます。素案については、以上でございます。資料(3)の1にお戻りください。市民意見の提出期間ですが、令和元年8月21日(水)から9月20日(金)までの31日間です。公表の方法ですが、市のホームページでの公開のほか、図書館をはじめ、市内各所に置くこととしております。次ページ以降は案内用の意見記入用紙でございますのでお目通しいただきたいと思います。以上でございます。

教育長 継続して情報提供があった内容でございますが、小栗委員は初めて耳にされたと思います。資料の素案の整備スケジュールのところですが、令和4年春、供用開始というのは、当初の時期よりも遅れているというところについて説明を補足していただきます。

事務局 当初は令和3年の4月ということでスケジュールが組まれていたところですが、千日町1・4番街区の工事の関係で、ほぼ1年間遅れまして、令和4年の春ということで、3月なのか4月なのかもまだ確定していないところですが、その方向で進めて調整しているところでございます。

教育長 はい、ありがとうございます。

教育長 ただいまの報告について、何かお尋ねになりたいことがありますでしょうか。(なしの声あり)

教育長 明日から始まるということでございます。また、結果等については、ご報告申し上げたいと思います。

教育長 それでは、次の報告事項に移らせていただきます。



(4) 令和元年度総合教育会議について

教育長 報告事項(4)につきまして、森崎総務課長、説明をお願いいたします。

事務局 それでは、報告事項関係資料(4)をご覧ください。令和元年度総合教育会議の開催についてご説明いたします。総合教育会議は、市長と教育委員会が相互の連携を図りつつ、より一層、民意を反映した教育行政を推進していくために開催するものでございます。1の「開催日」ですが、9月5日(木)の定例会前の14時30分から15時30分を予定しております。議題につきましては、「鹿児島市教育大綱の見直し方針及び修正案について」と「地域に貢献する人材育成に向けたキャリア教育の取組について」の2件でございます。会議の流れでございますが、まず、教育大綱の見直し方針等について政策企画課長から説明後、意見交換、質疑応答を行い、次に、キャリア教育の取組について、

産業局と教育委員会のそれぞれの取り組みについて説明した後、有識者による意見発表をいただき、意見交換を予定しております。参考までに、現時点での資料、A3の資料を配布させていただきましたけれども、これらの資料を基に意見を交換していただくことにしております。確定資料につきましては、後日、政策企画課よりお届けする予定でございます。以上でございます。

教育長 この件につきまして、何か、お聞きになりたいことがございますか。
(なしの声)

教育長 それでは、次の報告事項に移らせていただきます。



(5) 寺山炭窯跡及び周辺斜面地崩落への対応状況について

教育長 次に報告事項（5）について、池田文化財課長、説明をお願いいたします。

事務局 報告事項関係資料（5）の「寺山炭窯跡及び周辺斜面地崩落への対応状況について」でございます。1の「主な経過」でございますけれども、各面の専門家、内閣官房との協議、文化庁との協議等を踏まえながら、8月5日には文化庁調査官に現地調査・指導をいただきました。下の2枚の写真は、鹿児島エリアの専門家委員会の視察状況でございます。2の「その後の応急措置・対応の状況」についてでございますけれども、1点目は、来訪者の安全性を確保するために、立入防止柵と注意喚起板を設置いたしました。別添の資料も併せてご覧ください。左側の①番から④番までが被害状況の写真でございます。それぞれ、図面の中で①から④まで落とし込んだ状況でございます。それから⑤から⑦が応急対応の状況ということで、ブルーシートの設置、水みちの確保、それから文化庁のほうから炭窯の本体のほうをまずは保全してくださいという指摘を踏まえまして、保全を図った写真となっております。図の中で、真ん中に土砂崩れの範囲ということで、上部から炭窯まで約100メートルぐらいでございますが、幅が30メートルから40メートルということで、大きながけ崩れということがお分かりいただけるかと思えます。その後、元の資料に戻りまして、応急措置・対応の状況でございますけれども、別紙⑤⑦で説明しましたとおり、炭窯本体のさらなる崩壊及び斜面地の浸食を防ぐため、土嚢・シートを設置したところでございます。そして、炭窯本体の前庭部分の浸食を防ぐため、土嚢設置で流路を変更したというのが別紙⑥でございます。被災状況の詳細を把握するため、崩落斜面地の測量調査を実施いたしました。以上4項目でございます。今後につきましては、これまでの指導等を踏まえまして、早急に資産の保全を適切に図る必要がありますことから、それに要する経費は、文化庁の災害復旧補助金を活用できるということでございましたので、これを踏まえまして、ユネスコに9月末に報告する必要があるということから、下記の①から⑥までの対応策を入札の執行残を活用して対応することといたしました。今後は、国、専門家と協議を進めながら、進捗状況につきまして報告する部分もあるかと思えますけれども、よろしく願いいたします。以上でございます。

ます。

教育長 この件につきまして、何か、お聞きになりたいことがございますか。
(なしの声あり)

教育長 それでは、次に移らせていただきます。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

(6) 市議会関係の審議結果等について

教育長 報告事項(6)について、小倉管理部長、説明をお願いいたします。

事務局 議案綴りの28ページをご覧ください。報告事項の(6)桜島爆発対策特別委員会が昨日開催されまして、教育委員会の関係につきましては、7月までの学校降灰除去事業の実施内容等について、報告を行っております。以上でございます。

教育長 他に、教育委員の方々から、何か、情報交換を含めたご意見等ございますでしょうか。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

7 その他

教育長 それでは最後に、事務局から何かありますか。

事務局 次回の定例会についてご案内です。次回の教育委員会定例会につきましては、9月5日(木)16時からを予定しております。以上でございます。

8 閉会

教育長 それでは、以上をもちまして、本日の定例会を終了いたします。

【以上】